

令和 4 年 5 月 2 0 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

内閣府「令和 3 年度個別避難計画作成モデル事業」報告書 について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

内閣府の標記事業は、令和 3 年 5 月 20 日の「災害対策基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、市町村による個別避難計画（市町村が避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画）の作成が努力義務化されたことを受け、作成促進に資する効果的・効率的手法を構築して全国展開する目的で、自治体において当該作成プロセスを構築する取組を支援するために実施されてまいりました。

また、本会から本事業については、令和 3 年 6 月 11 日付（地 131）「内閣府「個別避難計画作成モデル事業キックオフミーティング」の開催について」等でご連絡を差し上げてきたところです。

今般、本事業を通じて得られた様々な留意点や、取組の参考となる事例などを掲載した報告書が作成され、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）から本会宛に周知方依頼が参りました。

各市町村においては、本報告書で示した様々な留意点、取組事例などを参考に、地域の特性や実情を踏まえつつ、実効性ある個別避難計画の作成に取り組み、優先度の高い方については、令和 3 年度からおおむね 5 年程度で作成することが求められております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会管下郡市区医師会への周知方とともに、防災・危機管理部局や関係機関との連携体制の構築にご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、当該モデル事業の概要、報告書の概要並びに全文及び報告書の別冊（モデル団体の最終報告及び参考資料）については、それぞれ下記 URL をご参照下さいますようお願いいたします。

【内閣府HP】

〈令和 3 年度個別避難計画作成モデル事業〉

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r3modeljigyo.html>

〈令和 3 年度個別避難計画作成モデル事業報告書〉

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r3modelhokoku.html>

〈令和 3 年度 個別避難計画作成モデル事業報告書 別冊目次〉

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r3model_extra_issue.html

事務連絡
令和4年4月28日

各都道府県	避難行動要支援者名簿主管部局	御中
一般社団法人	個別避難計画主管部局	
特定非営利活動法人	日本介護支援専門員協会	
社会福祉法人	日本相談支援専門員協会	
公益社団法人	全国社会福祉協議会	
日本障害フォーラム	日本医師会	

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

令和3年度個別避難計画作成モデル事業報告書について

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年5月に改正された災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の14に基づき、市町村に避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成が努力義務化されました。

こうしたことを踏まえ、内閣府では、令和3年度に、個別避難計画の作成促進に資する効果的・効率的な手法を構築し、全国に展開するため、自治体において個別避難計画の作成プロセスを構築する取組を支援する個別避難計画作成モデル事業（以下「モデル事業」という。）について、34の市町村、18の都府県に参加いただき、「個別避難計画作成モデル事業アドバイザーボード」の委員から助言をいただきながら実施してきました。

内閣府において、モデル事業参加自治体の御協力の下、このモデル事業を通じて見えてきた様々な留意点や取組の参考となる多くの事例などを掲載した報告書を作成しましたので、貴都道府県内の市町村、関係機関等に周知していただくようお願いします。

市町村においては、本報告書で示した様々な留意点、取組事例などを参考に、地域の特性や実情を踏まえつつ、実効性ある個別避難計画の作成に取り組んでいただき、優先度の高い方については、令和3年度からおおむね5年程度で作成に取り組んでいただきたいと思います。

また、貴都道府県においては、管内市町村の取組状況等を把握し、助言等を行うとともに、研修の開催や情報の横展開等、広域で実施することが効果的・効率的な取組を実施していただけるようお願いします。各関係団体においては、団体内部及び全国の構成、加盟等団体に対

して周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、御要望がありましたら、都道府県等の主催する担当者会議、説明会、研修、講演会等において、内閣府職員が本報告書を含め、個別避難計画に関して説明等をするものの調整をいたしますので、下記連絡先に御相談下さい。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
藤田参事官補佐、塚原主査、草間事務官、石塚事務官
TEL 03- 3501- 5191（直通）